

消防法の概要及び 各種届出

平成 23 年 9 月 7 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒170-0013

豊島区東池袋 1-33-3 池袋ソニーハイツ 508
Tel 03-6912-8174 Fax 03-6912-8175

e-mail : jun.asai@asai-office.jp

URL : <http://asai-office.jp/>

おはようございます。浅井です。レポートをお読み頂き、ありがとうございます。

先週から今週にかけて大きな台風があり、各地で甚大な被害がございました。

わが国では毎年のように地震、台風、集中豪雨等の自然災害が発生しており、その対策としては一人一人が防災に対する知識を持つことが重要とされています。

今月は防災月間ということもありますので、今回は防災に関する重要な法律として、消防法に関してお伝えしたいと思います。

消防法の概要及び各種届出

1. 目的

法の目的は「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする」とされています。

2. 消防設備の点検・報告

消防設備の点検・報告は、防火対象物の所有者・管理者占有者の義務になります。

「消防法第 17 条の 3 の 3」には次のように定められています。

防火対象物の関係者は、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては、自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

3. 消防設備点検の流れ

- (1) 点検の依頼
- (2) 消防設備会社による点検作業

(3) 点検報告書の作成と確認

(4) 消防署に提出

4. 防火対象物点検

平成 13 年 9 月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を受け、平成 14 年 4 月に消防法の一部が改正され、平成 15 年 10 月に施行されました。特定の用途の建物には、1 年に 1 回の点検・報告が必要となりました。

5. 防火対象物点検、報告の義務がある建物一覧

1. (イ) 劇場、映画館、演劇場、観覧場
(ロ) 公会堂、集会場
2. (イ) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ
(ロ) 遊技場、ダンスホール
3. (イ) 待合、料理屋
(ロ) 飲食店
4. 百貨店、マーケット
5. (イ) 旅館、ホテル、宿泊所 等

☆ 収容人員 300 人以上

上記の用途ではすべて点検報告の義務があります。

☆ 収容人員 30 人以上 300 人未満

地階または 3 階以上の階に特定の用途があり、階段が一系統のみの場合。

☆ 収容人員 30 人未満

点検報告の義務はありません。

最後に

消防法は一般の方には馴染みがない法律かもしれませんが、上記の通り商業等を行う事業主にとっては届出が必要で、また火災予防、設置基準、消火活動、避難規則等、災害を予防するための規定がまとまった重要な法律です。次回は前々年に行われた消防法の改正についてお伝えしたいと思います。

それでは皆様今日も良い一日をお過ごし下さい。

以上